平成２４年（フ）第１２１１４号
東京都世田谷区経堂２丁目７―８
債務者　佐野　弘枝
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７７７号
東京都稲城市矢野口263番地の３リヴィエール稲城402
債務者　谷地　　登
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月21日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第１５９号
千葉県八街市八街い４番地60
破産者　山武テクノプラ株式会社
1　決定年月日　平成24年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第１６０号
千葉県八街市八街い32番地13
破産者　刈田　光雄
1　決定年月日　平成24年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第１７３５５号
東京都荒川区南千住３丁目41―２―201
破産者　中島　敬行
1　決定年月日　平成24年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８０６４号
東京都豊島区雑司が谷３丁目７―13
破産者　高橋　政明
1　決定年月日　平成24年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４５号
群馬県富岡市妙義町下高田115番地１
破産者　株式会社大塚工務店
1　決定年月日　平成24年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第３２７号
埼玉県川越市鯨井1683番地１
破産者　有限会社プロジェクトエフ
1　決定年月日　平成24年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第３２９号
埼玉県川越市鯨井1683番地１
破産者　有限会社ソーラスロッツ
1　決定年月日　平成24年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１７１号
千葉県香取郡多古町飯笹81番地10
破産者　株式会社ビルドワーカー
1　決定年月日　平成24年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第２５９号
静岡県沼津市柳町３番15号
破産者　株式会社ビイ・アンド・エフ
1　決定年月日　平成24年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第６２号
三重県度会郡度会町栗原137番地
破産者　西田　　孝
1　決定年月日　平成24年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２４年（フ）第６４号
三重県志摩市大王町波切1939番地５
破産者　谷奥　隆哉
1　決定年月日　平成24年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２４年（フ）第６７号
三重県志摩市志摩町布施田1786番地10
破産者　森下　綾子
1　決定年月日　平成24年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２３年（フ）第１３３５号
広島市中区富士見町９番８号
破産者　有限会社明生企画
1　決定年月日　平成24年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３５５号
広島市中区八丁堀11番13号
破産者　有限会社アンタラ（旧商号有限会社ハムセンター広島）
1　決定年月日　平成24年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３６号
釧路市住吉１丁目10番11号
破産者　有限会社パートナーズ
1　決定年月日　平成24年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第２３３号
福島県郡山市安積町長久保２丁目３番地の８
破産者　有限会社カーライト福島
1　決定年月日　平成24年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第４３号
福島県郡山市開成４丁目１番21号
破産者　株式会社ＩＮＦＩＮＩＴＹ
1　決定年月日　平成24年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第４６号
群馬県桐生市新里町新川3274番地
破産者　有限会社吉田建設工業
1　決定年月日　平成24年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２４年（フ）第４７号
群馬県みどり市笠懸町鹿4549番地１　ヴィラキャロルＡ―202
破産者　吉田　隆一
1　決定年月日　平成24年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部